

<請求書等における押印の取扱いについて>

【令和3年9月1日から】
見積書、請求書に『担当者名』と『連絡先』を記載すると、押印(会社印、代表者印等)が不要となります。

令和○年○月○日

見 積 書

愛知中部水道企業団
企業長 様

△△県△△市△△
△△△会社
代表取締役 □□□□

**押印
不要**

【必要事項】

- ・ 担当者名
- ・ 連絡先

担当者名： ●●●●●
連絡先： 000-000-0000

令和○年○月○日

請 求 書

愛知中部水道企業団
企業長 様

△△県△△市△△
△△△会社
代表取締役 □□□□

**押印
不要**

【必要事項】

- ・ 担当者名
- ・ 連絡先

担当者名： ●●●●●
連絡先： 000-000-0000

○押印のある書類も、従来どおり受け付けします。

○確認のため、必要に応じ、提出課から問い合わせを行う場合があります。

契約書、請書は、押印が必要となります。ご注意ください。

<お問い合わせ先>

- ・ 見積書・請求書について
経営企画課 経営管理グループ
電話：0561-76-0072(ダイヤルイン)
- ・ 契約書・請書について
管財検査課 管財グループ
電話：0561-38-0149(ダイヤルイン)